

(案)



再資源化事業等の高度化に係る認定基準及び 報告・公表制度について



1. 再資源化事業等の高度化に係る 認定制度の検討

再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について（再掲）



<全体的な論点>

- ・事業計画の目標年度 等

本資料で
考え方を提案

<廃棄物処理施設の新設等時に関する論点>

- ・生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法との整合性等） 等

<資源循環効果に関する論点>

- ・確認すべき評価指標、その算出方法（再資源化率、天然資源代替量など） 等

WGで議論
※資料3で
進捗報告

<温室効果ガス排出量の削減効果に関する論点>

- ・確認すべき評価指標、その算出方法（廃棄物/再生部品等あたりの排出量など） 等

<その他>

- ・地方創生に貢献する観点、消費者が参画しやすい制度の検討 等

<類型①の認定基準に関する論点>

- ・対象廃棄物の性状 等

<類型②の対象となる廃棄物・認定基準（省令）に関する論点>

- ・廃棄物の品目に応じた再資源化率の考え方など個別の技術的な基準 等

<類型③の認定基準（省令）に関する論点>

- ・規模や処理能力、対象品目等の限定を設ける必要はないか 等

再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について

前回小委員会までに提示した認定基準に係る論点の一部について、以下の方針としてはどうか。

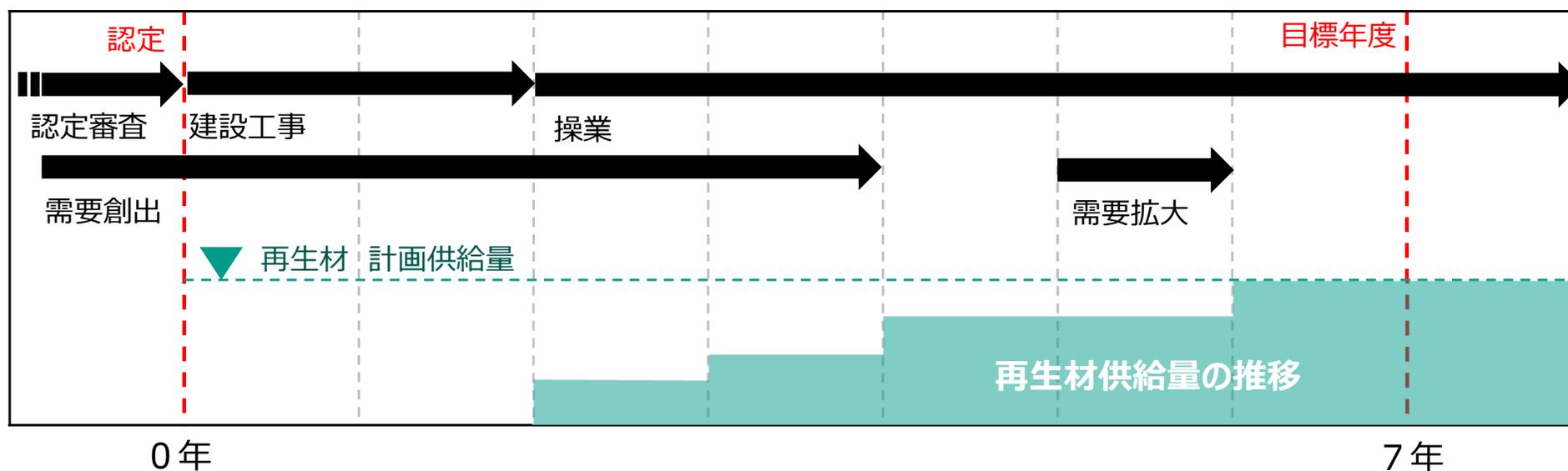
＜全体的な論点＞

- ・事業計画の目標年度について
- ・認定後のフォローアップ・評価方法
- ・計画期間内に今後、需要を作っていくといった場合の考え方

＜事務局 案＞

- ✓ 事業計画の目標年度は「7年以内」としてはどうか（参考：優良産廃処理業者の業の許可の更新期間）
- ✓ 認定後のフォローアップでは、毎年度、事業実施報告書を提出してもらうことで確認
- ✓ 事業実施報告において、事業計画の目標年度までの進捗状況等を合わせて確認

高度再資源化事業の事業計画のイメージ



再資源化事業等高度化法に基づく認定基準の論点について



前回小委員会までに提示した認定基準に係る論点の一部について、以下の方針としてはどうか。

＜廃棄物処理施設の新設等時に関する論点＞

- 生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法の許可の基準との整合性等）

＜事務局 案＞

- ✓ 廃棄物処理法における施設設置許可の基準と同等の基準を設けてはどうか

＜例：破碎・選別施設の場合＞

（生活環境影響調査項目）

調査事項	生活環境影響要因					
	生活環境影響調査項目	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)			○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)			○	
	騒音振動	騒音レベル		○		○
		振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○		
	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
浮遊物質 (SS)		○				
その他必要な項目 注)		○				

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

- 施設の稼働による粉じん、騒音等については、影響が想定される周辺地域に人家等が存在する場合に対象。
- 車両については、交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道に人家等が存在する場合に対象。
- 水質については、施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合、または、ほとんど排水しない場合には除くことが可能。

2. 特定産業廃棄物処分事業者による 報告・公表事項の検討

特定産業廃棄物処分業者による報告事項について（報告・公表制度）

（再資源化の実施の状況の報告）

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に**報告しなければならない**ものとする。
- ◆ **産業廃棄物処分業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に**報告することができる**ものとする。

（第38条関係）

（報告事項の公表）

環境大臣は、**報告された事項**について、環境省令で定めるところにより、**公表する**ものとする。

（第40条関係）

<本制度の狙い>

報告・公表制度を通じて、再資源化の高度化に向けた**産業廃棄物処分業界の底上げ**とともに、製造事業者や排出事業者等と廃棄物処分・再資源化事業者との**マッチング機会の創出**を期待。

法令で規定する再資源化の実施の状況に係る項目だけでなく、任意で、温室効果ガスの排出に関する情報や、廃棄物処分業者自らが公表したい情報等も報告・公表できる制度を目指す。

特定産業廃棄物処分業者による報告事項について（報告・公表制度）



特定産業廃棄物処分業者等が報告し環境省が公表する項目は、次の3分類としてはどうか。

項目区分		項目（案）	備考
義務項目		<ul style="list-style-type: none"> ・処理する産業廃棄物の種類 ・処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量 ・再資源化を実施した数量 	法令で定める報告事項（法第38条等）
任意項目	GHG排出量 ・熱回収量	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者別の温室効果ガス排出量 ・焼却処理時における熱回収量 	任意で報告できる項目として設けるもの
	自由記述	（例） <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化できない有害物質の適正処理 ・地域貢献の取組 等	産業廃棄物処分業者が説明・アピールしたい事項

<産業廃棄物処分業者から報告してもらう内容のイメージ>

産業廃棄物の種類	処分方法	受け入れた廃棄物の量	製造した再生材の量	GHG排出量（任意）	熱回収量（任意）	自由記述	
廃プラスチック	破碎	2,000トン	1,400トン	-	700 MWh	供給先においてプラスチック製品原料として利用	
	焼却	1,500トン	0トン			焼却時には発電	
金属くず	破碎	2,000トン	1,500トン				
がれき類	破碎	6,000トン	5,500トン				

今後、既存システムの「産廃情報ネット（「さんぱいくん」等）」との連携も検討